

薬生食輸発1010第1号

平成30年10月10日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者の追加)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：平成30年9月21日付け薬生食輸発0921第1号）にて通知したところです。

今般、輸入者の自主検査において、下記の製造者及び製造所により製造された食品からサイクラミン酸が検出されたことから、同通知の別表11を別添のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

QINGDAO ACEKEEN TRADING CO., LTD.